

船橋市立豊富小学校音楽部保護者会規約

第1章 総則

第1条 本会は、船橋市立豊富小学校音楽部保護者会と称し、事務局を船橋市立豊富小学校に置く。

第2条 本会は、平成27年4月1日に設立とする。

第3条 本会は、保護者が協力し、音楽部の活動が円滑に進められるよう援助することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 音楽部の運営への協力並びに、校外での演奏会等の援助活動
- (2) その他目的に必要な事項

第2章 会員並びに役員

第5条 本校は、船橋市立豊富小学校音楽部員の保護者をもって会員とする。

第6条 本校は、次の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長1名 会計2名（うち1名は顧問）

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、会計1名は保護者会員の中から選出する。
(原則として、会長は6年生、副会長は5年生から選出する。なお、副会長は監査も兼ねる。)

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会議を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 会計は定められた日に集金を行い、常に収支を明確にする。会員より要望があれば内容を提示する。また、年度末において会計内容を報告する。

第9条 役員が任期途中で退会したときは後任を選出する。

第3章 運営

第10条 会長は、保護者会を毎年年度初めに開くものとする。

第11条 会長は、必要に応じて連絡を取り合い、協力・援助活動にあたる。

第12条 会長は、必要に応じて保護者会を招集し、話し合いを持って協力・援助活動を円滑にする。

第13条 保護者会は、2/3以上の賛成をもって議題の承認をする。

第4章 会計

第14条 本会の会計は、会費収入をもって充てる。

会費について年間3,300円(300円×11か月分※8月は徴収なし)とし、年度初めに徴収する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 会費の徴収については会計が行う。

第17条 中途入会の会費は、月初め、月末にかかわらず入部した月より発生する。

第18条 その他、臨時の経費は、会の承認を得て、会費とは別に徴収することができる

音楽部の活動について

1 目的

- ・健康な心身の発達を促進し、併せて技術の向上を図る。
- ・部活動を通して人間関係の育成をする。

2 基本的な位置づけ

- ・音楽部は教育課程外の活動であるが、学校教育活動として行い、校長の管理下に置く。
- ・本校教育目標達成のための一つとして捉える。

3 対象児童

本校3・4・5・6年生の児童で、部活動に参加する意志のある児童

*ただし、3・4年生のスクールバス利用者は、保護者の送迎等で参加できる児童のみ入部可となります。

4 顧問

森 理奈 佐渡 真理子 米井 柚菜

5 活動内容

歌唱 楽器 音楽性の向上、校内行事・校外行事での演奏力の向上

6 活動時間

火 楽器 木 歌唱 (金) 行事により楽器 歌

15:30～16:30

*練習は基本 火 木 (金) に行います。行事前は他の曜日にも実施する場合があります。詳しい練習日程は、部活動便りでお知らせします。

7 入部について

- ・本人の希望・保護者・担任・顧問の承認のもとに入部が成立します。
- ・卒業まで活動を続けることを前提に申し込みしてください。
- ・申込書に必要事項をご記入の上、音楽部保護者会で提出するか、担任へ提出してください。

8 退部について

やむを得ず退部を希望する場合は、顧問と相談の上、退部届の提出をお願いします。

9 欠席について

早退・欠席の連絡は、連絡帳やメモでお知らせください。(保護者の方の記入をお願いします。)連絡帳やメモを忘れた場合は、後日提出をお願いします。なお、習い事等、毎週定期であるものはお知らせいただかなくて結構です。また、当日学校で具合が悪くなり早退し

た場合や、学校を欠席している場合も連絡は不要です。

休日練習や行事の時の急な欠席は、開始時刻までにあんしんメールアプリでご連絡ください。

10 費用について

300円×11か月※8月を除く

年間3,300円(5月に集金予定)。楽譜の購入、楽器の修理や消耗品の購入、コンサートの運営などに使います。部費が不足したら追加で集金させていただきます。

11 演奏会用の服装について

(貸出) 上・・・白の半袖または長袖ブラウス リボン
下・・・(男子) 紺か黒のズボン
(女子) 紺か黒のプリーツスカート

(個人で購入) 紺のソックス 白のバレエシューズ

(任意) スカートの下に履くアンダー 白いセーターまたはトレーナー

12 使用するもの

合唱用楽譜

(学校の物を貸出) 楽器(個人持ちも可) チューナー 譜面台

(部活で購入) 楽譜用ノート リード(木管楽器)

(個人購入※学校より申込用封筒配付) 楽器のお手入れセット

(個人で用意) 唾ふき用タオル 筆記用具

13 休日の練習、対外行事における車の乗り合いについて

- ・原則として、部の顧問は児童を自己の車に同乗させることができません。
- ・児童の送迎は、声を掛け合い協力し合ってください。また、保護者間での乗り合いについては、双方の合意の上、行ってください。
- ・現地集合・現地解散は、各家庭の責任において参加させてください。
- ・乗り合いで移動中の事故などの責任は、音楽部では一切負いかねます。また、ガソリン代に関しては、各自で負担してください。

保護者の皆様の一層のご理解・ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。